

## 佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付申請の流れ

佐世保市新規開業支援利子補給補助金を受けるには、下記の手続きが必要となります。

- 1 開業に必要な資金の融資実行日から12ヵ月経過するころ、日本政策金融公庫から「利子補給補助金の申請の案内」と「佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付申請書様式」が届きます。  
↓
- 2 開業に必要な資金にかかる12ヶ月相当分の利子支払いを経過した後、日本政策金融公庫から利子支払いの証明を受けてください（「佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付申請書」の証明欄）。  
↓
- 3 利子支払いの証明を受けた後、12ヶ月相当分の利子支払経過後3ヶ月以内に「佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付申請書」及び※関係書類を佐世保市に提出してください。  
↓
- 4 佐世保市から「佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付決定通知書」及び「利子補給補助金の請求書」が届きます。  
↓
- 5 「利子補給補助金の請求書」に必要事項を記入のうえ、佐世保市に提出してください。  
↓
- 6 佐世保市から利子補給補助金が交付されます。

### ※関係書類

- ①利子支払額明細書の写し
- ②滞納のない証明書
- ③事業を開始したことがわかる書類（個人事業開始届出書、確定申告書などの写し）

### ◆利子補給の対象となる方は、下記の条件を全て満たす方に限ります◆

- 1 本市において開業する前および開業してから1年以内に、日本政策金融公庫から開業のための融資を受けた方
- 2 市税を完納されている方